

令和6年度(令和5年分) 市民税・県民税申告の手引

令和6年度市民税・県民税申告書が届いたけど、書き方がわからない・・・どうすればいいかな・・・？



ご安心ください！
とても簡単に申告できますよ！

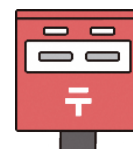
①氏名や電話番号等、必要事項を記入します。



②源泉徴収票や控除証明書等、必要書類を添付します。



③返信用封筒を使ってポストに入れて終了です！
申告書の記入や計算に不足があっても、必要書類から職員が内容を補完するので安心です！



それなら自分でも出来そう！やってみよう！



スマホやパソコンが使える場合は、市民税・県民税申告書作成システムのご利用がおすすめです！

スマホから



パソコンから

熊谷市 申告書作成システム



で検索

記入箇所や添付書類の確認はこちら

P2

必要事項と
必要書類



P3

収入がない方
の記入例



P4

収入がある方
の記入例



手間なく安心！郵送申告！！

必要書類を添付すればOK！郵送申告をご活用ください！

必要事項以外の内容に不足や誤りがあった場合でも、
「添付された書類」を職員が確認し、所得や所得控除に関する内容を補完します。

必要事項

以下の項目を申告書に必ずご記入ください。

【申告書を提出する方全員】

氏名や電話番号等、ご本人様に関する情報(日中連絡が取れる電話番号を記入してください。)

【該当する方全員】 ※記入例は3・4ページ、控除の詳細は6・7ページをご覧ください。

- 寡婦・ひとり親控除 勤労学生控除 障害者控除
 配偶者控除(同一生計配偶者) 扶養親族

必要書類

【収入に関する事項】

写し可 給与所得の源泉徴収票、給与明細

写し可 公的年金等の源泉徴収票

原本 事業(営業等・農業)所得・不動産所得の収支内訳書
(申告書裏面に記載した場合は不要です。)

写し可 シルバー人材センターの配分金や個人年金等、その他の収入や必要経費がわかるもの

【控除に関する事項】 ※必要書類に不足がある場合は、控除が認められない場合があります。

原本 医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書
(医療費の領収書はご自宅で5年間保管してください。)

写し可 社会保険料(健康保険、国民年金、介護保険等)の控除証明書、領収書
(源泉徴収票に記載のあるものを除く。)

写し可 生命保険料、地震保険料の控除証明書

写し 学生証や在学証明書等、学生であることがわかるもの

写し 障害者手帳、障害者控除対象者認定書

写し可 寄附金の証明書、受領証等

【本人確認書類】

写し 身元確認書類…マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証・障害者手帳等

写し 番号確認書類…マイナンバーカード・通知カード・住民票(マイナンバーが記載されたもの)
※扶養親族の身元確認書類・番号確認書類は不要です。

 申告書と必要書類を同封の返信用封筒によりご返送ください。

所得税の確定申告をする場合は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

※医療費控除等の申告により、既に支払った所得税の還付を受けるためには、所得税の確定申告が必要です。

申告書の書き方(例2)

～前年中に収入があった方～

1.氏名や電話番号等、ご本人様に関する情報を記入してください。

税申告書 ※個人番号(マイナンバー)を記入してください。(※)

熊谷市長宛

受付印
6
年 月 日提出

個人番号(マイナンバー)	この箇所にはマイナンバーを記入してください。		
1月1日の住所	埼玉県熊谷市弥藤吾2450番地 <input type="checkbox"/> 現住所に同じ		
フリガナ	シゼイ	タロウ	様
1月1日の世帯主	<input checked="" type="checkbox"/> 本人		
氏名	市税 太郎		
(代理人氏名)	本人との続柄		

2.「1 収入金額等」・「2 所得金額」を記入してください。詳しくは5ページへ!

13 社会保険料控除	国民健康保険・後期高齢者医療 介護保険	円	国民年金	円	14 小規模企業共済等掛金控除	円	
15 生命保険料控除	新生命保険料の計	14,000円	旧生命保険料の計	80,000円	16 地震保険料控除	円	
17～18 専業主婦・ひとり親控除	<input type="checkbox"/> 専業主婦・ひとり親控除		19 勤労学生控除	円	20 障害者控除	円	
21～22 配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額		100,000円	23 扶養親族(16歳未満の扶養親族も含む)	円	24 所得から差し引かれる金額に関する事項	円

※該当する場合は必ず記入してください。

氏名	本人	障害の程度	身体・知的・精神 5 級度
氏名	市税 花子	障害の程度	身体・知的・精神 1 級度
氏名	市税 花子	生年月日	明大平令 25.5.17
氏名	市税 さくら	生年月日	明大平令 8.7.5
氏名	市税 次郎	生年月日	明大平令 55.9.25

1 収入金額等	事業収入	2,580,000
2 所得金額	所得金額	2,580,000

赤枠の中は必ず記入してください。黄・青枠の中は、必要書類の添付があれば記入を省略してもかまいません。

公的年金等	⑦	1,480,000
雑所得	⑧	
その他	⑨	
合計	⑩	1,480,000
総合譲渡・一時	⑪	
合計	⑫	1,480,000

3.「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」を記入してください。詳しくは6・7ページへ!

13 社会保険料控除	386,000
14 小規模企業共済等掛金控除	
15 生命保険料控除	70,000
16 地震保険料控除	25,000
17～18 専業主婦・ひとり親控除	
19 勤労学生控除	
20 障害者控除	
21～22 配偶者特別控除	
23 扶養親族(16歳未満の扶養親族も含む)	
24 所得から差し引かれる金額に関する事項	250,000

※収入がわかる添付書類がない場合は、裏面に記入してください。

個人事業主等の方は、「10 事業・不動産所得の内訳」に収入金額・必要経費・所得金額を記入してください。
給与をもらっていた方は、「11 給与所得の内訳」に記入してください。

項目	金額	項目	金額
売上(収入)金額		借入金利息	
雑収入		水道光熱費	
①合 計		消耗品費	
家賃収入		旅費交通費	
地代収入		減価償却費	
権利金(礼金)		地代家賃	
②合 計		雇人費	
必要経費		広告宣伝費	
③合 計		通信費	
所得金額(①-②)		④ 小 計	
		⑤ 計(④+③)	
		所得金額(⑤-④)	

項目	金額
1月	
2月	
3月	
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
賞金・手当等	
合計	

STEP2 「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の記入

⑬社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者やその他の親族(以下「あなた又はあなたの親族等」とする。)のために支払った社会保険料(健康保険・国民年金・介護保険等)を⑬に記入してください。

※支払った額がわかるものを添付してください(源泉徴収票に記載のあるものを除く。)

写し可

⑭小規模企業共済等掛金控除

あなたに小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金等の支払額があった場合には、支払額を⑭に記入してください(あなたの親族等の掛金は、あなたの控除の対象になりません。)

※控除証明書を添付してください(源泉徴収票に記載のあるものを除く。)

写し可

⑮生命保険料控除

あなたに新(旧)生命保険料、新(旧)個人年金保険料及び介護医療保険料の支払額(剰余金又は割戻金を引いた額)があった場合には、支払額を⑮に記入してください。

※控除証明書を添付してください(源泉徴収票に記載のあるものを除く。)

写し可

⑯地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除く。)を⑯に記入してください。

※控除証明書を添付してください(源泉徴収票に記載のあるものを除く。)

写し可

※保険契約の区分は損害保険会社等が発行する証明書に表示されています。

⑬ 社会保険料控除	国民健康保険・後期高齢者医療 介護保険	国民年金 その他(健康保険等)	⑭ 小規模企業共済等掛金控除
		386,000 円	
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計 新個人年金保険料の計 介護医療保険料の計	旧生命保険料の計 旧個人年金保険料の計	
	14,000 円 35,000 円	80,000 円 50,000 円	
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
	43,000 円	12,500 円	



⑬社会保険料控除についてあなた以外が受け取る年金から差し引かれている社会保険料は、あなたの控除の対象になりません。

⑰～⑱寡婦・ひとり親控除

こちらに当てはまる方は寡婦・ひとり親控除が受けられますので、該当箇所にチェックをしてください。

寡婦	ひとり親控除の要件を満たさない方で、次の㉗・㉘のいずれかに該当する方。 ㉗夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族を有し、昨年分の合計所得金額が500万円以下 ㉘夫と死別した後婚姻していないか、夫が生死不明等の方で、昨年分の合計所得金額が500万円以下 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は対象外。
ひとり親	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明等の方で、次の㉗・㉘のいずれにも該当する方。 ㉗昨年分の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有すること。 ㉘昨年分の合計所得金額が500万円以下であること。 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は対象外。

⑲勤労学生控除

あなたが学校教育法に規定する学校の学生、生徒等であり、勤労による給与所得等を有し、合計所得金額が75万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の金額が10万円以下である場合は勤労学生控除が受けられます。学校名と在学年を記入してください。※学生証や在学証明書等、学生であることがわかるものを添付してください。

写し

⑳障害者控除

あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者であるときは、氏名や同居別居の別、障害の程度を記入してください。控除額は障害の程度によって異なります。※障害者手帳、障害者控除対象者認定書を添付してください。

写し

⑰～⑱ 寡婦・ひとり親控除	<input type="checkbox"/> 寡婦 (死別・生死不明 離婚・未帰還) <input type="checkbox"/> ひとり親	⑲ 勤労学生控除	学校名 (年在学)
⑳ 障害者控除	氏名 本人	障害の程度	身体・知的・精神 5 級
	氏名 市税 花子	障害の程度	身体・知的・精神 1 級

障害者手帳等をご確認ください
特別障害者…身体1・2級
知的障害A・A
精神1級

⑳～㉒配偶者控除 配偶者特別控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下のときは配偶者控除が受けられます。また、配偶者の合計所得金額が48万円を超えた場合は、配偶者の合計所得金額に応じて配偶者特別控除が受けられます。

配偶者の氏名、生年月日、マイナンバー、配偶者の合計所得金額を記入してください。

※配偶者控除と配偶者特別控除は同時には受けられません。

※次の(1)から(3)の方を扶養親族と申告していた場合は、扶養控除等の対象外となる場合があります。

(1)他の納税義務者の扶養親族とされている方 (2)合計所得金額が48万円を超える方 (3)事業専従者の方

㉓扶養親族(16歳未満の扶養親族も含む。)

あなたと生計を一にする扶養親族の合計所得金額が48万円以下の場合は、扶養親族の氏名、生年月日、マイナンバー、同居別居国外の別、続柄を記入してください。

⑳～㉒	氏名	市税 花子	生年月日	明大(昭)平令	25.5.
配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	個人番号 (マイナンバー)	この箇所にはマイナンバーを記入してください。		<input type="checkbox"/>	同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)
	配偶者の合計所得金額	100,000		円	
㉓	氏名	市税 さくら	生年月日	明大(昭)平令	8.7.
	個人番号 (マイナンバー)	この箇所にはマイナンバーを記入してください。		<input checked="" type="checkbox"/>	同居・別居 国外
	氏名	市税 次郎	生年月日	明大(昭)平令	55.9.25
	個人番号 (マイナンバー)	この箇所にはマイナンバーを記入してください。		<input checked="" type="checkbox"/>	同居・別居 国外
					続柄
					子

配偶者の合計所得金額の求め方 (給与・年金雑所得の計算方法は8ページへ!)

(例)配偶者が65歳以上で、収入は公的年金のみ。

「令和5年分公的年金等の源泉徴収票」の支払金額に120万円と記載があった場合。

120万円 - 110万円 = 10万円...合計所得金額

申告書の「配偶者の合計所得金額」欄に100,000と記入してください。

㉔雑損控除

あなたや、総所得金額等が48万円以下のあなたの親族等が、災害や盗難、横領によって住宅や家財等に損害を受けたときや災害関連支出があるときは記入してください。

※被害を受けた住宅等の取得年月日及び床面積がわかるもの・保険金等で補填される金額がわかるもの・災証明書等の被害を受けたことがわかる証明書を添付してください。 写し可

㉕医療費控除

あなた又はあなたの親族等のために一定の金額以上の医療費を支払った場合は医療費控除の対象となります。

「医療費控除の明細書」を作成し、A支払った医療費 B補填金額 C差引金額(A-B)に転記してください。

※医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書を添付してください。 原本

	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
㉔ 雑損控除	A 損害金額	B 補填金額	C (A-B)のうち災害関連支出額
㉕ 医療費控除	A 支払った医療費	B 補填金額	C 差引金額(A-B)
	300,000	50,000	250,000

STEP3 「4 所得から差し引かれる金額」の記入

「4 所得から差し引かれる金額」を計算する場合は、所得控除の内訳から、8ページの「各種控除額計算表」と「扶養控除額等一覧」をもとに控除額を算出し、「4 所得から差し引かれる金額」の対応する箇所に記入してください。なお、「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」及び添付書類から職員が補完するので、記入を省略してもかまいません。

STEP4 その他の項目の記入

該当がある方は「5」や「6 寄附金に関する記入欄」等にも記入してください。

※給与・公的年金等以外に係る所得について、市民税・県民税の徴収方法を分けたい場合に、どちらかを選択してください。

※寄附金の証明書・受領証を全て添付してください。 写し可

5		6 寄附金に関する記入欄	
給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法の選択(どちらかを○で囲んでください。)		都道府県、市区町村分(特例控除対象)	
		埼玉県 共同募金会、日赤支部分	
		都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	
		埼玉県	
1 給与から差引き(特別徴収)	2 自分で納付(普通徴収)	条例指定分	
		熊谷市	

給与所得・公的年金等に係る雑所得・各種控除額の計算方法について

【給与所得の計算表】

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額
以上	未満	
		0円
551,000円	1,619,000円	収入金額 - 550,000円
1,619,000円	1,620,000円	1,069,000円
1,620,000円	1,622,000円	1,070,000円
1,622,000円	1,624,000円	1,072,000円
1,624,000円	1,628,000円	1,074,000円
1,628,000円	1,800,000円	収入金額を「4」で割り、1,000円未満の端数を切り捨てた額 (算出金額:A) $A \times 2.4 + 100,000$ 円
1,800,000円	3,600,000円	$A \times 2.8 - 80,000$ 円
3,600,000円	6,600,000円	$A \times 3.2 - 440,000$ 円
6,600,000円	8,500,000円	収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円
8,500,000円		収入金額 - 1,950,000円

【公的年金等に係る雑所得の計算表】

65歳未満(昭和34年1月2日以後生)	
公的年金等の収入金額A	所得金額
60万円以下	0円
60万円超130万円以下	A - 60万円
130万円超410万円以下	$A \times 75\% - 27万5千円$
410万円超770万円以下	$A \times 85\% - 68万5千円$
770万円超1,000万円以下	$A \times 95\% - 145万5千円$
1,000万円超	A - 195万5千円
65歳以上(昭和34年1月1日以前生)	
公的年金等の収入金額A	所得金額
110万円以下	0円
110万円超330万円以下	A - 110万円
330万円超410万円以下	$A \times 75\% - 27万5千円$
410万円超770万円以下	$A \times 85\% - 68万5千円$
770万円超1,000万円以下	$A \times 95\% - 145万5千円$
1,000万円超	A - 195万5千円

※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※公的年金以外の所得金額が1,000万円を超える場合は10万円、2,000万円を超える場合は20万円控除額が減少します。

【所得金額調整控除】

- ①給与等収入額850万円超で、ア・イのいずれかに該当する場合、(給与等収入額 - 850万円) $\times 10\%$ (上限15万円) を給与所得から控除
 ア 本人・同一生計配偶者・扶養親族のいずれかが特別障害者
 イ 23歳未満の扶養親族がいる
 ②給与所得と公的年金所得のいずれもある場合、(給与所得控除後の給与所得額(上限10万円)) + (公的年金等に係る雑所得額(上限10万円)) - 10万円を給与所得から控除

【各種控除額計算表】

区分	内 容																														
雑 損	①差引損失額 - 総所得金額等 $\times 10\%$ ②災害関連支出の金額 - 5万円 ※①又は②のいずれが高い方の金額																														
医 療 費	(支払医療費 - 保険等補填額) - (10万円又は総所得金額等 $\times 5\%$ のいずれか低い金額) (限度額200万円) <small>※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費 - 1万2千円 (限度額8万8千円)</small>																														
社会保険料	健康保険、公的年金、介護保険等の社会保険料の支払額																														
小規模企業共済等掛金	①小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金 ②確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金 ③心身障害者扶養共済制度に基づく掛金 ※①から③までの合計額																														
生命保険料	生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料の支払額から剰余金又は割戻金を引いた額により、それぞれ次の算式によって求めた額																														
	①新契約(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等) ②旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)																														
	<table border="1" style="width:100%"> <thead> <tr> <th>保険の種類</th> <th>控除額(円)</th> <th>保険の種類</th> <th>控除額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④新生命保険料</td> <td rowspan="2">全額</td> <td>⑤旧生命保険料</td> <td rowspan="2">全額</td> </tr> <tr> <td>⑥新個人年金保険料</td> <td>⑥旧個人年金保険料</td> </tr> <tr> <td>支払保険料(円)</td> <td></td> <td>支払保険料(円)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12,000以下</td> <td></td> <td>15,000以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12,001~32,000</td> <td>支払保険料 $\times 1/2 + 6,000$</td> <td>15,001~40,000</td> <td>支払保険料 $\times 1/2 + 7,500$</td> </tr> <tr> <td>32,001~56,000</td> <td>支払保険料 $\times 1/4 + 14,000$</td> <td>40,001~70,000</td> <td>支払保険料 $\times 1/4 + 17,500$</td> </tr> <tr> <td>56,001以上</td> <td>一律28,000</td> <td>70,001以上</td> <td>一律35,000</td> </tr> </tbody> </table>	保険の種類	控除額(円)	保険の種類	控除額(円)	④新生命保険料	全額	⑤旧生命保険料	全額	⑥新個人年金保険料	⑥旧個人年金保険料	支払保険料(円)		支払保険料(円)		12,000以下		15,000以下		12,001~32,000	支払保険料 $\times 1/2 + 6,000$	15,001~40,000	支払保険料 $\times 1/2 + 7,500$	32,001~56,000	支払保険料 $\times 1/4 + 14,000$	40,001~70,000	支払保険料 $\times 1/4 + 17,500$	56,001以上	一律28,000	70,001以上	一律35,000
	保険の種類	控除額(円)	保険の種類	控除額(円)																											
④新生命保険料	全額	⑤旧生命保険料	全額																												
⑥新個人年金保険料		⑥旧個人年金保険料																													
支払保険料(円)		支払保険料(円)																													
12,000以下		15,000以下																													
12,001~32,000	支払保険料 $\times 1/2 + 6,000$	15,001~40,000	支払保険料 $\times 1/2 + 7,500$																												
32,001~56,000	支払保険料 $\times 1/4 + 14,000$	40,001~70,000	支払保険料 $\times 1/4 + 17,500$																												
56,001以上	一律28,000	70,001以上	一律35,000																												
③生命保険料(④・⑥)、個人年金保険料(⑤・⑦)について、①と②両方が適用された場合、両方の控除額の合計額(限度額28,000円) <small>※生命保険料控除額は、生命保険料(④・⑥)、個人年金保険料(⑤・⑦)、介護医療保険料(⑧)について、それぞれの算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) <small>※控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げて差し支えありません。</small></small>																															
地震保険料	①地震保険料のみの場合、次の算式による算出額																														
	<table border="1" style="width:100%"> <thead> <tr> <th>支払保険料(円)</th> <th>控除額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000以下</td> <td>支払保険料 $\times 1/2$</td> </tr> <tr> <td>50,001以上</td> <td>一律25,000</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料(円)	控除額(円)	50,000以下	支払保険料 $\times 1/2$	50,001以上	一律25,000																								
	支払保険料(円)	控除額(円)																													
	50,000以下	支払保険料 $\times 1/2$																													
50,001以上	一律25,000																														
②旧長期損害保険料のみの場合、次の算式による算出額																															
<table border="1" style="width:100%"> <thead> <tr> <th>支払保険料(円)</th> <th>控除額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,001~15,000</td> <td>支払保険料 $\times 1/2 + 2,500$</td> </tr> <tr> <td>15,001以上</td> <td>一律10,000</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料(円)	控除額(円)	5,000以下	全額	5,001~15,000	支払保険料 $\times 1/2 + 2,500$	15,001以上	一律10,000																							
支払保険料(円)	控除額(円)																														
5,000以下	全額																														
5,001~15,000	支払保険料 $\times 1/2 + 2,500$																														
15,001以上	一律10,000																														
③①と②の両方支払った場合、両方の控除額の合計額(限度額25,000円) <small>※同じ保険契約のうち①と②のいずれにも該当する金額がある場合、どちらか一方の控除額を適用 <small>※控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げて差し支えありません。</small></small>																															

※なお、市民税・県民税と所得税では、控除額が異なる場合があります。

【扶養控除額等一覧】

※12月31日現在(死亡者は死亡時で判定)

納税者本人の合計所得金額	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	一般(70歳未満)	33万円	11万円
	老人(70歳以上)	38万円	13万円
合計所得金額		控除額	
配偶者特別控除	48万円超95万円以下	33万円	11万円
	95万円超100万円以下	33万円	11万円
	100万円超105万円以下	31万円	11万円
	105万円超110万円以下	26万円	9万円
	110万円超115万円以下	21万円	7万円
	115万円超120万円以下	16万円	6万円
	120万円超125万円以下	11万円	4万円
	125万円超130万円以下	6万円	2万円
	130万円超133万円以下	3万円	1万円
	障害者控除	障害者控除	26万円
特別障害者		30万円	
同居特別障害者		53万円	
寡婦控除		26万円	
ひとり親控除	30万円		
勤労学生控除	26万円		
扶養控除	一般(16~18歳・23~69歳)	33万円	
	特定(19~22歳)	45万円	
	老人(70歳以上)	38万円	
	同居老親等(70歳以上)	45万円	
基礎控除	納税者本人の合計所得金額	2,400万円以下 43万円	
		2,400万円超~2,450万円以下	29万円
		2,450万円超~2,500万円以下	15万円

お問合せ先 熊谷市役所総務部市民税課 〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目47番地1

電話(048)524-1111(内線246・247) <http://www.city.kumagaya.lg.jp>

